教習料金改正のお知らせ

令和7年9月1日

準中型車の教習料金を諸物価高騰に伴い、以下のように教習料金を改正させて頂きます。

■料金改正日

令和7年10月1日

■準中型車の検定料金、消費税、仮免交付手数料等を含む教習料金総額

★給付金対象

教習車種（取りたい免許）	所持免許	令和7年9月30日まで 改正前		令和7年10月1日から 改正後
準中型	★ なし・原付・小特	364,250円(税込)	⇒	★ 395,270(税込)
	★ AT普通	203,100(税込)	⇒	★ 214,100(税込)
	★ 普通MT	176,700(税込)	⇒	★ 187,700(税込)
	★ 普通二輪・大型二輪	298,250(税込)	⇒	★ 325,750(税込)

限定解除審査

教習車種（取りたい免許）	所持免許	令和7年9月30日まで 改正前		令和7年10月1日から 改正後
準中型	★ 準中型5t 5t限定を解除	96,800(税込)	⇒	★ 102,300(税込)
	AT準中型5t AT5tを解除	123,200(税込)	⇒	128,700(税込)

★特定一般教育訓練給付制度をご利用の方は、お問い合わせください。